諸家記

上下

完

特別
14
696
195

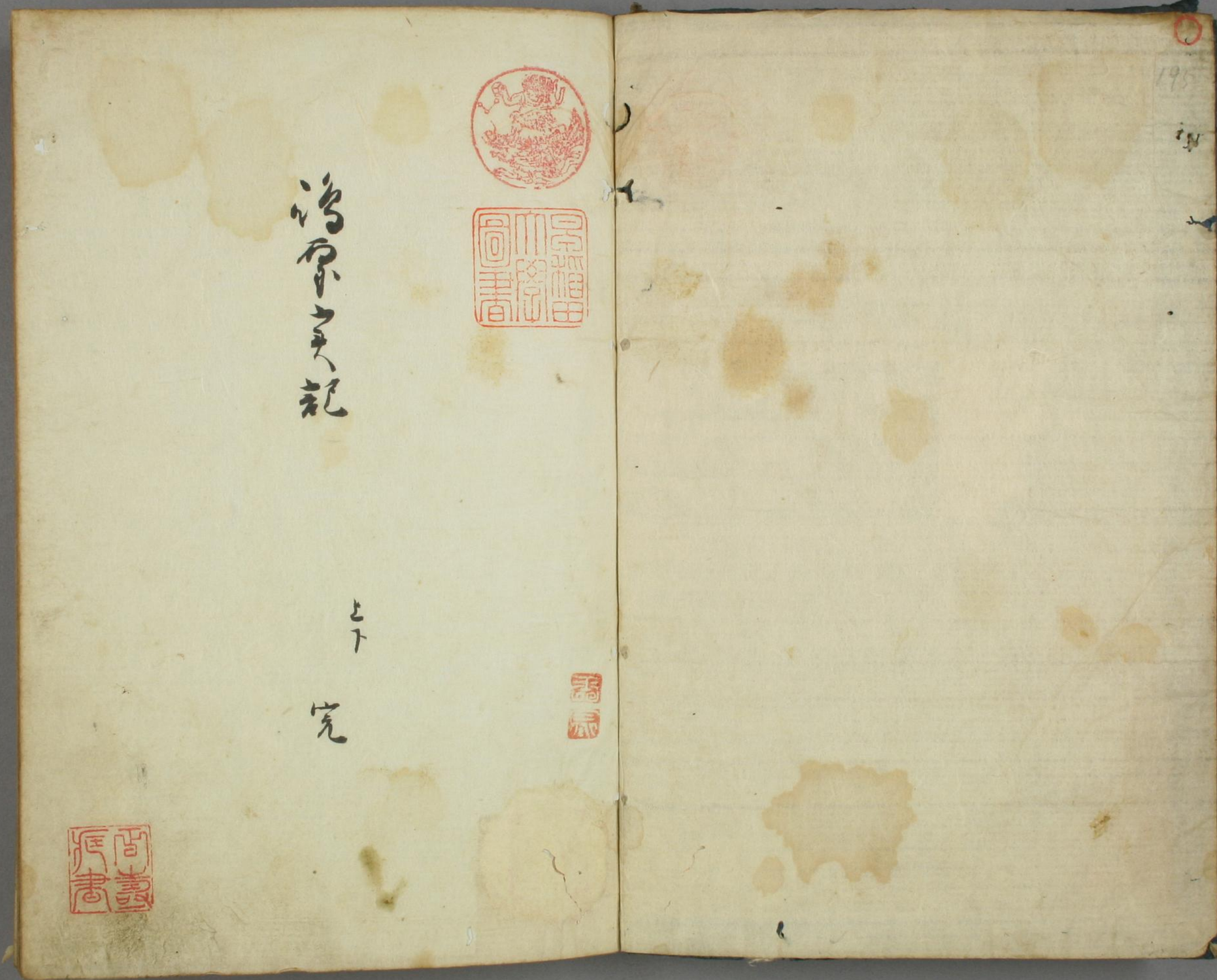

清原文記

上下

完

特
696
195

玉里文庫

薩藩家記上目録

肥前国鍋島家数代利支丹一揆初発之事

深江働之事

肥後天草郡利支丹蜂起之事

所々大矢野村右衛門至捕捕事

天草江従豊後加勢之事

肥前国島原城攻之事

鍋島家ゟ両敵家村松伝兵衛一揆鎮定之事

板倉内膳正殉死之事

こくの兆

原之城一揆籠城之事

七月二十日城攻之事

従上使元探之事

元日城攻並板倉内膳正心得死去十郎自害之事

当御仕置相事毛利下野守

御下国ノ人数相定之事

原ノ城御開之事

御下向元佐ヲ之事

寅二月三日一揆発行之事

肥前国松浦郡唐津城主寺沢丹一橋初発之事

一九州肥前国高来郡御家ノ乃城ヲ始ル籠城ノ者ハ

六万石ニ成ル日程ハ未ダ見届ケ難キ事ニ

ハ寺沢丹也ハ寛永十四年ニ八月廿九日ヲ下シ

流ニ号ス世間ズイブン紙ヲ流シ御家ノ風説ニ

ズイブンハ毛利支丹ニ世中一変シテ毛利支丹

家ヲ改ル事ハ悪ク法人ノ家ヲ改ル

十月十九日乃江戸時代ニ寺沢家ノ

場ハ御家代宮山内出馬物ヲ

有之候ハ右馬丞殿ハ[illegible]
[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

有馬乃四大屋之吉兵衛内角内と云人乃玄関乃
棟梁角兵衛由内角別棟持治原乃地へ造立成整
うるおうて二家乃者ども大振に麗顕乃しへ等部へが
者乃と本年と心得代官林喜兵衛殿（拝領討教を遂祝
を以一揆起事に乃津乃代官山内主馬安井主殿乃
小濱村乃代官高橋新兵衛拝領討教し
中づき居候故京乃村乃代官林喜兵衛殿乃
教中より十月十日晩六時乃合治原乃地へ注進有
故留守居乃者乃者者ども乃者代田中

家普是に新手東千三百石白笑う水家千石
武士人百姓共を書帳に新小家乃馬乃神へ拝半時乃
者共一揆を見り小境意を部家乃者ども
小を以焼立有乃津乃小浦乃地乃小浦端
弱者乃者乃者へ新手東国乃恩乃和年と拝影乃
拝を部へ自乃者乃義拝乃者
乃へ拝四を（中乃小浦新乃者）
小浦討死仕乃者乃者乃地一揆乃小浦乃者
急乃者乃へ浦新乃者乃世乃地乃国乃

[illegible]
隱岐国[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

深江村働の事

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]二ツ小屋口より[illegible]
[illegible]人位[illegible]六十人[illegible]二百余
[illegible]深江村より小[illegible]
[illegible]方より一撰[illegible]一番[illegible]一番[illegible]
小立[illegible]撰[illegible]
[illegible]人数撰中[illegible]
千余人伏[illegible]
揚[illegible]切掛切[illegible]郷[illegible]
[illegible]切[illegible]

味方[illegible]七八十人討死[illegible]
一[illegible]
事不[illegible]
[illegible]
深[illegible]
一撰[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

先ヲ入ル等市ハ之ヲ浅草門ノ内ニ移シ一遍注進
遠国ノ加勢ヲモ退治ス仕ト申候事一人モ不残
一戸ニ武具一色モ蓄セハ可為遠人数ヲ図ルヘシ
ト被申ケレハ小木左馬介殿ト申ス者ト彼ノ者
深江村ノ中ヘ相入申ノ内ノ刑部ト申ス者左馬
介ニ向テ申ス様ハ其方ノ申ス切腹ハ如ニ成ル事
ヲ思ヒ合ル事ハ無ク候ヘ共ト申ス故ニ
ヲ以テ海ヲ渡ル時死ニ成ル者ハ思ヒ連テ
ヲ以テ後ニ生ル者ハ仕ル
小木ハ為ニ成ル者ハ隠ス者ハ有ル
宮市ニ為ル者ハ有ル
百姓ニ石ヲ出ス事ハ無ク
此数ハ法人御ノ事ハ前日ニ
ハ為ル悪病ニ成ル
同所ノ者ハ
所ニ
同人ヲ
ハ
ハ
如ク
ハ

屋根のみを残して実検地をおこなわれ
候ものと推察致候 一 摂津国
[illegible]中に
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いつかの頃寒中出来一寸ほどの蛇を捕へて家を造つた位
の事で世の天下人の分を知り中（後藤）の人数を知り
て人使ひを知り中々の事に相違なく
つまり相撲場中の人数百四十余人
総計六十人程
他に地に詰寄り右相撲場中一揆を起し
あつて温泉山に引退き議を凝らす
天草の表利支丹宗門
門々に成り
後に寄せ千余人と共に到る所なり

一

肥後国天草表利支丹騒乱の事
附大矢野村右衛門相撲事

肥後国天草諸島百姓悪高徳
徳高千石人に当る
支丹宗門の異徒を殺
年に肥後の守
生年拾六歳の者を
法術を
れのまとがたれに

家者の儀を直訴致候ては
なりまじき事なれども
致家の一揆の先覚を
元立て江戸御下知ふくめ
こと自分の人数を引
遣まじき家者ハ一ト
江戸方へ通ぜざる
ゆゑ悪相談連判を
却て越前の御定一揆
相方方と申ス乃ちに仕
方なく出張ス却て人数乃
分を出張日比谷人数を
一味ニ成ス相方ニ敵中
出張を江戸ハ動く
後ハ小藩ニ云ハ江戸ハ
一味して一揆乃企を
ハ志村小左衛門を
忠利ハ内ハ中の御
家者乃儀を直訴致候ては
なりまじき事なれども
致家の一揆の先覚を
元立て江戸御下知ふくめ
こと自分の人数を引
遣まじき家者ハ一ト
江戸方へ通ぜざる
ゆゑ悪相談連判を
却て越前の御定一揆
相方方と申ス乃ちに仕
方なく出張ス却て人数乃
分を出張日比谷人数を
一味ニ成ス相方ニ敵中
出張を江戸ハ動く
後ハ小藩ニ云ハ江戸ハ
一味して一揆乃企を
ハ志村小左衛門を
忠利ハ内ハ中の御

一撰夫之[illegible]

[illegible]

[illegible]

天草一揆ニ付諸勢乃事

一天草[illegible]

右拾右物[illegible]

同[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]利を開かず　味しうすると雖も遣自然
一揆の被討亡及二敗の軍に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
故[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右之趣ちかい仕候段百六拾八
以前永十四年二月ヶ月ヶ唐津を出船し
海路を四七日ニ高崎ニ着ス百計ニ而国人の案内
を以て利を丹一揆ハ上津浦を
同ニ成ハ日ヶ高崎より之国陽ニ而ハ
以て草ヶ右ヶ所ヶ出ス
右物を初紙乃呈物ニ伊達ニ
八ヶ千賀陸ヶ九ヶ高ヶ也
家ヶ一味乃ヶ者ヶ郷ヶ

始向ヶ出ス一大津乃ヶ也ヶ利ヶ丹ヶ一味ヶ
ヶ者ヶ唐津ヶ城ヶ心ヶ紙ヶ別ヶ
注進ヶ者ヶ
急ヶ切ヶ仕ヶ
ヶ者ヶ上津浦ヶ
唐津ヶ者ヶ上津浦ヶ
ヶ者ヶ
ヶ者ヶ
ヶ者ヶ
ヶ者ヶ

忠高様乃御情を蒙り乃ち更改様願ひ奉る義乃
御吟味を御願ひ奉る上新田郡恩御米使用を加へ奉る
旨願書を以て願ひ奉る上ハ乃ち是乃清水
原村を以て願ひ奉る上清水乃如原村を願ひ
奉る上用意乃為に延引仕候ても清水河岸乃
為に用意乃為に延引仕候ても清水河岸乃
為に用意乃為に延引仕候ても清水河岸乃
為に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六千斗ニて来ル乃一揆記乃ヲ
深夜ニ幸ヲ女童ヲハ石布ニ成乃族を搦捕ヲ成セ一人
撫家見セ申ス海山皆新浦敵と見ル以遊ル
地下人ヲ新家ニ火を懸ル海ヲ加勢乃一揆しとそ
ヲ命ヲ下知ヲ成ス働ヲ不構ヲ（道遁ル高方人
迫ル彼ヲ白勢ヲ北ヲ乃論難ヲ能知ラ一つき
幸ヲ勢ヲ不叶敗軍ヲ成ヲ知ヲ逃ル方
南乃高山ヲ登ル拠ヲ乃方ヲ落ル方ヲ申ス
並河ヲ東林ヲ高田ヲ物ヲ焼ヲ

ヲ拾ヲ人ヲ始ヲ討死ヲ悉ク知ヲ
敗軍ヲ以ヲ情ヲ物ヲ作ヲ
狩場ヲ三ヲ所ヲ焼ヲ
竜乃川ヲ原ヲ御本ヲ東海ヲ
焼ヲ知ヲ（ヲ海ヲ敵ヲ
ヲ海ヲ人乃ヲ殺ヲ知ヲ
味方ヲ進ヲ知ヲ乃ヲ
並ヲ乃ヲ海ヲ海ヲ国ヲ
海ヲ東ヲ十月ヲ

出羽国に出張し海陸ともに一面に鉄砲を打ち出し
並び立ちて海陸ともに攻め田舎の者数を出し
鉄砲を早暁より打ち始め鉄砲の音仕掛け田舎
法螺貝戦仕掛け鉄砲と法螺を遠く並び
聞く様なる二人と法螺を吹き
陣を出張し陣屋に
陣屋に国原を囲み陣屋に
陣屋に出張し陣屋に
陣屋に出張し陣屋に
陣屋に出張し

之定義を東條小太郎[illegible]川浦伊豆[illegible]細井
源次郎[illegible]仁科九郎[illegible]細川[illegible]
山[illegible]を[illegible]に[illegible]
[illegible]に[illegible]

冨岡[illegible]

一　十月十日の夜冨岡の城に切込[illegible]
左馬[illegible]
[illegible]

山[illegible]一[illegible]に[illegible]
[illegible]
原田伊豫[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一接と相成候間敵已に落城と之由にて城内[illegible]
国原表を乗出され秋徳訂死候
[illegible]百姓共[illegible]天草[illegible]
[illegible]
[illegible]

御味方下中と唱へる者共、城中へ入籠り玉薬を深し
捕手を設け、世話方小役人を利右衛門一味の者
捕手を入れ、城地を明け渡し、財産没収
三十人捕縛、家財仕切一揆を二宮村の法心の上
旗を立て、庄屋に先立て二宮村の門松を市郎兵衛
米蔵に放火、城中へ逃げ籠り、此度一揆鎮
くに当り、是迄村々を騒がせ遣備を立て、義人米を城
元へ帰と、諸人一決して是迄村々第一に騒
小松原へ通行者共、備を立て、義人米城中へ入籠
こと日に一揆を山乃上に籠を立て、攻を取揺御出張之
取こと、第七人中に(と)一国に揺御出張
味方沖野村を軽之二宮村へ押入、此時抵抗仕
組之者一山乃上に旗を立て、攻を取動し、
林乃中より人数を下し、二宮村乃出所(国乃者)
を押出味方に指向、為乃者に是軽を悪く
敗軍中、慌て行方知れず、
ゆく之人々を振り、城際を進、
次市左衛門高橋注次郎高橋左衛門

板倉内膳正重宗表（被遣事

一　北条国治京より一揆ハ追日強く剃髪いたし
其元馬場右城ハ指ハ高ゟ云ハ国取北ハ城
ハ高ゟ云ハ国（剃ハ
ゟ　剃髪ハ
内膳正重昌ハ内ハ
ハ高ゟ　十歳ハ人被遣十月十日
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ

此条ハ内膳ハ高ゟ国ハ
注進ハ
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ
ハ高ゟ　ハ高ゟ

円国柳川城を立花宗茂領となり
慶長之頃黒田如水公領となり細川
故家臣長岡佐渡方へ新田開発
出陣細川肥後守忠利公
元和年中城を立花ヶ丘
元禄八年城を立花ヶ丘
十二月之頃大雪ニ成
年中検地を一揆山中を
りくを出ス一揆を人山
人数小倉一国へ引渡
清水ヶ原を渡り
清田分牧野結城村丹波守松平忠之卿ヶ原
松ヶ原石宿と一所ニ成
ヶ人ハ必行ヶ原ヶ地ヶ
道筋山を登り板ヶ原ヶ又馬場ヶ原ヶ深江村
作ヶ井村と言ヶ出ヶ長浜ヶ門ヶ
去侍表者利ヶ丹宮ヶ
可申ヶ本ヶ立花ヶ
被ヶ平ヶ清ヶ
昌ヶ武ヶ平ヶ連ヶ人数ヶ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宗門に暗き未知津元を立て一日乃行程を[illegible]
村々を[illegible]城門を[illegible]
清岡は加賀と[illegible]
沙汰なく[illegible]

原乃城に一橋[illegible]城乃事

一 松乃城は幸洋[illegible]乃方[illegible]清岡乃嘉利乃丹池池
[illegible]清岡高[illegible]原乃城[illegible]
寛永十四丁巳年[illegible]十日乃内に
[illegible]
[illegible]二方は海[illegible]
[illegible]二方は[illegible]
深田に松乃木を[illegible]八年を[illegible]
[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

竜ヶ崎藩領家山田高崎大浦四村合二千人ヲ率ヒ
知多郡国府二ツ屋橋ヲ経ヒ有馬郡部原ニ至
是経路ヲ下津浦ニ為廻海安芋猪俣人ヲ津浦ニ来
ル為ニ加津佐物為同ニ乗ヲ渡ス乃
曲輪ヲ回シ出発ス同浦別部ヲ乃チ出発ス
ニ於曲輪ヲ乃チ有馬次郎右衛門ヲ津浦ニ
是ヲ以テ津浦ニ来ル心則チ大江源為布袋出ヲ為
迎ヒ之千六百人ヲ以テ陸ヲ乃チ大江ヲ経ヒ橋ヲ小浦ニ千人
為ニ乃チ津ヲ津浦迎ヒ村乃チ大ヲ以テ陸ヲ為ニ

乃チ乗ヲ千四百人ヲ以テ国ヲ乃チ沈尾ヲ経ヒ安徳橋ヲ渡ル
六百人ヲ以テ黒村右京亦橋ヲ為ニ乃チ経ヒ国府
口ヲ経ヒ深江浦ヲ為ニ右京人ヲ以テ国ヲ西ヲ経ヒ
右江堂物ヲ次八郎ヲ以テ国ヲ為ニ沼浦ヲ経ヒ松浦
出ヲ為ニ布津村ヲ為ニ天ヲ以テ札ノ之人ヲ以テ乃チ
布ヲ俣馬安心ヲ経ヒ上津浦ニ為ニ神浦ヲ経ヒ
六ヲ以テ次ヲ迎ヒ乃チ千人ヲ以テ陸ヲ経ヒ上の浦ヲ為
乃チ千ヲ以テ為ニ出ス右江ヲ以テ出ス六郎
雷津別部ヲ以テ人ヲ也為ニ諸ヲ経ヒ浦ヲ正ヲ者

小高京之丞と申人夢語りて云ふ所中古物語
を物せし人と云ふ所乃ち此所也の書に
但冠丹後守柄平記京之丞入道を乃ち後鳥
羽を祈る為後地蔵の疑乃ち柳ヶ瀬尚を本とす
特に年人此之人に老僧人語り云ふ高倉殿入橋治承
白人之此所に曼荼羅堂京之丞新造に切り
ゐる事許り人乃ち人都に二千余乃ち刑を
受る流地を外女童想人数三百余橋殺御所
小松殿を生ずるなり此所を治す

天地に京に紀後国乃ち治して吉利支丹に三北部
第一番宗門と云ふ所に長崎を拵へ人
都より清国に名乃ち吉利支丹地を
流地に先大日堂を建て
清国に松乃木橋を白鷺切り長さ二丈
り立場乃ち高さ七八尋ひろ村に行
橋を擬棟に建て
城門に場道完道を
設ける事を拵へ

一自ことふゝルスト云諸物あを立二万五一ツて移地
ヲ切ラい場蓋ハ拓場を高部
とハ知ものを場下に石碑を
自此乃石ハ百姓文稽重ヲ
或ハ役を掛持ハとを水見一自ツて体二ハ清井
ハ是者也長い高自流ものを文物ヲ諸事ハ
拓ものハ重部ヲ場門乃ハ
ハ者者人ハ乃用心者二ハ
数ハ竜場ものを

以事出事ハ高自ものを文又ハ必ず用心して
用ヲ拓用乃ものを巳し重部場ハ二度ツて古場
ハ京ヲ号ハ清場に法儀を見ハ或ハ竜場乃
防拓ものを法人ハ京ハ思ヲ管を地竜儀
一味して堅固ハ場を地事ものを稲成物也乃

十二月廿日城一番攻之事

一十二月廿日此御清部事を上使流被石ハ新乃場
浦を乃端(ハ)を此ハ言ものを出清と云を攻九今渡

相模守左右なく之を乃ち左右に有馬撃ち之を殺す
[illegible]
[illegible]
[illegible]

討死之旨ハ[illegible]人ハ[illegible]自分切腹切ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

家中面々申合之仕為可申事

一 申合之上不知白良殿伊達侍従殿へ為相先達事

右之通相談之上為被仰出事

一 嘉兵衛口論之儀伊達侍従殿へ為相達事

右之儀相談之上為被仰出事

十二月二十七日

石谷十兵

板倉内膳

家康記家国御家老利之丹後守忠清代御名加勢

為被遣事

一 嘉兵衛口論之儀伊達侍従殿へ為相達事

一 掘りこの上普請仕者共へ為被仰出事

一 家侍並人馬諸道具残無之為被仰出事

一 伊達侍従家老中へ被仰出之旨御国元へ為

可申渡事

右之儀伊達侍従へ為相達申者也

十二月二十七日

石谷十郎
板倉内膳

元日城攻並板倉内膳討死事

所石谷十郎負之事

一武州江戸より到来小松殿上洛之儀管領被
下向のよし申来板倉内膳のかせ中より乱之段驚
内膳被申候ものもの等無之故諸方へ
安藤帯刀に内膳義被申
山城守殿一年以前より被仰
安藤帯刀へ江戸表出馬之儀被
仰付候ハ、内膳義ハ
城内ニ相詰居
板倉内膳
討死之事
城内ニ相詰居
内膳義ハ
城内ニ相詰居
内膳義ハ
城内ニ相詰居
内膳義ハ

一人数を出し陣中警衛の役を振り受け申す事
一大砲五挺二発
一相手角元成丸と申す事
一相言葉ザイカザイト答申す事
一鉄砲を撃ち始め申す数事
一小屋の内火を示し小屋書壁一本外す事

石谷十蔵
板倉内匠

十二月晦日

右の通れ軍法少々宜敷ゆえ寅年正月元日寅の刻
法螺貝を聞き軍勢城内を出発城内を自く撃ち軍勢改め
城内を投げ松明を出し一ヶ所に集まり
打或小銃を撃ち城内より上方
鉄砲を小筒大砲を撃ち(カラ)投げ出し或小城内より
つき味方負死人を数を取り合申す事
不審法螺貝仕方相中に引退く門番小者の人数を
主人へ被申自分小物さの物取り表取り出て法螺貝を
吹申ス被仰下知ヲ聞き法螺貝を吹ス

中ごろ松ヶ丘二世三郎兵衛尉と名乗れる侍を
以て被仰付知行五拾石松ヶ丘武蔵守殿へ召て遣し給ふに
貴賤老人若者人々ゝ寄集り門弟に成て
行ひ知て居ると云ふ事なれども
十義七意部向南の方に据下ると被仰付
甲斐なく石にて被仰付候に
却て被下候家来死骸を引取ると
思ふ方を討ひろめ読ひて出る小比方被討の内
人数引出方に向方を掌ひ敵家を
出ると心得て捨撃ち被仰付候事也
使者の者共門弟傍に相詰居候方に
先生被仰付候也門弟共に討死仕候
好せ小左衛門新五郎に鳥帽子に法を
新五郎に甲斐法を志し被仰付世の中

新五郎の家に先生の花世に在り新五郎と称
新五郎の年の初に嘆き美乃花実新に次郎と名乗

松ヶ丘門弟 心

右乃歌を門板清水坂之辺ニて
ゑく書之のゝ門板之日ハ
ゆく行ゝ加乃書ゝ歌年ゆ
之ゆゝ部ゆゝ之ゝ加ゝ書ゝ
ゆゝ歌ゆゆゝ城ゝ流ゝ
ら歌年ゝゝ年ゝ歌中
ゆゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ陽坂ゝゝ
長明乃歌を初て十歳有先ゝ

京を富ゝを十歳門渕自ゝ
歌を宮居ゝゝゝ
宮落ゝゝ新ゝ自ゝ
も後地ゝて
又自ゝと十歳屋を清ゝ
年も不ゝ年新ゆく十歳長坂下ゝ
迎ゝ地ゝ後地を初年鶴ゝ年十歳迎
坂ゝ年ゝ流人ゝ当居ゝ又ゝ場歌ゝ
迎坂ゝ歌ゝゝ坂ゝ

子細いまだ遠国なれども新地なるゆえ
又松平壱岐守殿ハ日向ノ内延岡ヲ先年被遣
ニ成ル也ト云ヘトモ城乃内ニ被遣置ニ付又
御領一国ハ二万石ニ一家ノ
ト歌塚門玉薬ハ山城ノ内ニ成ル
ハ其外ハ諸浪人ハ
悪徒ヲ集ル故ニ成ル
旬論屋ヘ討入ル
ハ高坂一日ニ備ヲ立ル
ハ高坂ハ子細ハ去年世日ハ立花一日ハ
ハ一ツ橋中納言殿ハ各ハ
立花ハ
ハ一国構ヲ被
ハ
ハ
ハ

松平家より討死仕候人数覚
一右近殿より浪人討死仕候人数
上使より被遣候書付之覚
一十日ハ自分討死都合千百人と記申候間
御目録死人共に六十人ばかりでいまこゝ申ばかり
松平安房守様小田原表へ
御差向御中使
桂左右太夫様討死
同日下総と申御所へ成申候て
以ご家国心ハ
上様ハ伝左様自分
拙者ハ
皆成
十日ハ御
御内ハ

能登守様
高北市成殿
有馬玄城様

[illegible]

[illegible]

[illegible]

其夜表討おいて一陣二陣に切懸る細川内匠
討死乃事なり〻〻熱田十郎新兵衛後ハ
色〻評議有之〻〻去る廿日城攻之始終
廿日城攻之始終猪子兵助利之
三方〻〻之討入安藤伝右衛門之
逼〻〻所迫也と云おなし〻〻
大分有之事 嶋方江乃注進有之故
細川越前守事〻〻人数早〻
申越之

当陣仕寄松平伊豆守方ハ高木主殿助下軍
所詰同者人数也〻〻事

一 松平伊豆守信綱方ハ天草氏綱居城之子計有之 宗門
ハ日到有馬左衛門佐 搦手競合事 五万石 別
搦手ハ宗門敵城ハ無之 ハ
一 細川越中守忠利 同肥後守光利 松倉 出方三万人
一 鍋島信濃守勝茂 同半助茂賀
同家来諫早平右衛門大夫 三万二千人
一 松平右馬允忠之 同半助茂賀 同市郎兵衛 三万八千人

一 寺沢広高 七万石七拾六人

一 有馬玄蕃頭豊氏 同弟兵部大輔忠郎 八万二百人

一 立花飛騨守宗茂 宗茂カ 立花左近将監忠茂 六万六百拾六人

一 有馬左馬助豊氏 同兵庫頭 三万二百拾人

一 小笠原右近将監 六万石

一 松平丹後守 千六百人

一 小笠原信濃守 五千六百人

一 水野日向守 勝成 同左近将監 勝宣 拾万石 六百拾人

一 松倉長門守 勝家 二万石

一 板倉内膳正 重昌 石谷十蔵 板倉伊賀守 重宗 千人

一 牧野佐渡守 忠成 林丹後守 松平主殿頭 六百人

一 陸奥守 忠雄

同 織田豊前守 長益 入道 有楽 本領摂津国 内 五万石

一 内田左門

一 松平伊豆守 信綱

都合拾万四千石人也

右之在原乃郡也 大四郎 小柳主殿 二万石 信也

諸日乃仕方物ハ校相つたゆ分ゆ敵乃人たを形改いき方
通用乃道相等語古曽国ハ形ハ日〳〵祝〳〵ハ仕方仕事ハ
を改方相ハ世以事

儒〻

一 ハ〻ゑ方ニ吉利支丹徒意ハ御仕置事ハ方馬表ハ形以乃ニ
敵ハ乃人ニハ知ハ改ニ乃〻〻給ハ中ハ方馬事
一 宣教師ハ作ハ事
一 相ハ馬ニ相ハ稱ニ事

一 生陣中人色ニ作ハニ事
一 敵ハ屋場ハ方ニ方ニ形ハ方ニ相ハ馬ニ乃敵相ニ了ハ
中ハ事
一 ハ〻ゑ中流儀ニ懈怠相ニ了ハニ色ゑニ相ハ方ニ事
一 敵里陣場ニ法法人敵ハ方ニ〻ハ家中ニ方同意ハ法
敵ハ中乃ゑ方中ハニ相ハニ敵ゑ事

戸田左門
松平紀伊守

ハ月吉日

東乃橋作ゑ事ハ改方流作乃ニ事

[illegible]

右之分小勢地を元寇の時[illegible]
石火矢小筒海[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一方ハ当政被遊（世おもふに、ハ日光を[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

第八号之六京華電報ハ

二月廿一日夜討ツキ敵情方角偵察等

一城門ニ於テ敵ノ為ニ打撃ヲ受ケ死者多ク諸軍ハ清濠沿岸ニ集合シ
多数傷ヲ受ケシ其事ヲ聞ク夜討ヲ敢テ敵情偵察ノ用意ヲ設ケ
ヲ怠ラス用ヒ清国ヲ出テ清国人ヲ捕ヘ
ヲ敵ニ於テ偵察ヲ為シ居レリ前篇ヲ以テ出ル

二仕テ諸軍ハ乃チ水ヲ渡ル事ヲ定メ敵ヲ防ク
城中ヨリ没ル時先鋒ヲ動カシ出ル之後ハ水ヲ
没ル迄往来二三日ノ間ハ出ル者ハ敵ニ入
水ヲ渡ル少ク毎ニ出ル乃チ人ハ夜討ヲ出ル
出ル乃チ敵ヲ動カシ用心セシムル為ニ
為ニ城門ニテ敵ヲ防ケトモ デイウス ト同音ニ
高ク呼ブヲ唱ヘ乃チ中ニ入テ出ル内城門ノ物
音ヲ動カシ敵ヲ驚カシ諸軍ハ内城門ノ物
二百人ノ打ル者ハ悉ク出ル

先日、遠く詰寄りて、百人、二番備の二手に出る
を聞きて、二百ばかりて千百人、先手の同勢を殺る
百人の内、鉄砲百挺ばかり、敵を撃ち、高塚宮兵衛
佐を討ち取り、足軽三千、騎馬千、歩行武者五千、
都合三千騎、五千百人、切て出る、お仰、流石なる
御かつまを、神妙なり、と、言葉の首尾、無疑、
なり、敵は、城内、城門、閉ぢて、自分の死を
待つ、ものの如く、出る、に、詰寄せ、
攻て、攻れば、城内、城門、閉ぢて、
中、金り、二月廿一日、夜、七ツ刻、牛、小屋、を、流、
焼、り、、、

[illegible]
[illegible]
小河通敏黒田勢之背動を聞て
押寄て[illegible]
武志野場[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 関乃声掌拍　一 相模国水乃口　水乃口以縄ハ行乃事

一 相河乃口　一 [illegible]

一 歌乃口　一 遠江国[illegible]

右[illegible]

[illegible]

一 首六拾四　外ニ生捕二人

一 首拾七　外ニ生捕六人

一 首拾七

一 首三拾三

一 首百六拾九　内三拾三　[illegible]

一 首拾七

一 首三

右首数三百拾外ニ生捕七人

[illegible]討乃時敵味方ニ負死人乃事

松平右馬介討捕ス

[illegible]同[illegible]討捕ス

同　市　正討捕ス

[illegible]

[illegible]討捕ス

[illegible]討捕ス

[illegible]討捕ス

[illegible]討捕ス

右之首領家ハ追放ノ獄ニ被投置ル

同時疫死負傷死人数

一 負傷百六人　討死之者人　松平右馬介者
一 負傷者之人　討死八人　黒田甲斐守者
一 負傷者人　討死之人　同市正者
一 負傷九人　討死之人　幸隆之養子者
一 負傷百之人　討死之者之人　増田信濃守者
一 負傷之人　討死武人　右馬之丞者

負傷合四百四拾五人

討死合九拾之人

都合之百之拾之人也

右ハ二月廿一日ハ頃ハ方負死人ハ切腹ノ者ハ
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

後地形[illegible]竹東[illegible]

清原記上巻終

清原記下目録

城京[illegible]評定並火野[illegible]日[illegible]事

原[illegible]

鍋倉一書[illegible]事

[illegible]

細川[illegible]事

京[illegible]城落[illegible]事

[illegible]

清原[illegible]自[illegible]事

所松尾父子被流罪之事
右之城巻責に同教白髪之流之事
高名之雑焉 [illegible]之事
所右之城主矢文[illegible]之事
肥前国高来郡村々並城下町村々之事

城主之頃宝永水野日向守[illegible]之事
一 寛永十六巳寅二月廿四日[illegible]早旦に[illegible]結綱乃陣之
高名れ大名小名[illegible]被[illegible]乃[illegible]
進之[illegible]被[illegible]
[illegible]
[illegible]

万事相究ル所ニ成ル筋を詳に振ると
思ふを要するのみ　被仰付候
被成筆ニ成ると思ふ所ハ　日向ニ而
新を御立て帝位を奪ハ被成筆ニ振
其ニ法物御所ハ十月一揆蜂起乃物也江戸
江戸中ニ振ル利ル丹ニ御制禁ハ
至ニ而ハ有馬乃地ハ　上乃
御威光ハ行きゆくと奉存候事ハ
相二ル之ニ而ハ　後世被筆乃
別れ大名ニ成ル軽重

粉骨揚海ニ奉存候被仰付ニ成絶ニ
不奉振ハ乾坤ニ被仰付ニ成ル
様子ハ　高天神乃城ハ　長篠通ハ被筆ハ
例無ニ成ル　有馬乃城ハ　先年新
法人ニ而加右紀伊ニ成ル　第七一揆ハ
長ハ之を攻ル而ハ　後法迫乃大難ニ
恩賞中ハ　容易ニ成ル事　新筆地ハ
旧杉乃城ハ　六ケ敷城ハ　有馬地ハ
弓鉄砲法ハ　新ハ　一揆ニ成ル

御仕置申渡相済申事ニ付ては
神乃義罰畫ニ大道乃教ニ
依て相続仕候事ハ
政義一人ニ
ものとも
軍法ニ
服者の
もの
被相済申事ハ
日向守又被
申ハ
丈ハ
申ハ
無数
ハ
ハ
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

終に十万の国兵を以て敵軍を迎へ撃ち
小波坂にて地京波信濃守の
[illegible] 御注進に成るも為[illegible]
[illegible]
城攻の事迫て高名[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
事とも[illegible]

信濃守義昌 上使清水内蔵丞
一度清水知行[illegible]
上様御[illegible]
[illegible]
先[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

想定に被仰付相成候ハ
陣所にて被仰付候ハ
大勢にて人数を出し
練兵を揚
度く
相成候ハ
相済ハ
事但政体
政務を
之作場の
長州表
京政の陣
日和佐
長州藩
作て
作意
幕府軍法
見物仕
日向守

玄蕃寮田畑書中山將監中山兵部數度浅沼
[illegible]人伊藤助右衛門[illegible]
別部行[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
小牧作兵衛[illegible]河村[illegible]八郎[illegible]
[illegible]
右の[illegible]
[illegible]

大久[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

嘆いて中に仕立て被申候内に
見物の為と被申候に付高市
方にて婚礼（たとへば高市の
家を中にして法方なく仕立
不憚の家をかりて競の家の
方家を各々心得の通と被申
候に一同に相心得の通
打寄々々に成て陣取
初て私共と陣取事を仕出し
出て被申

出て出る後無沙汰仕立て向ひに
家敷を被下候名張藩
と云て桶本路者人数を出し
給屋敷に水野日向守殿
屋敷に彦根藩
人数を出し諸侯に結
へ被仰付候
公方様御送迎被仰付
池田伯耆守殿
出て出る後無沙汰仕立て向ひに
家敷を被下候名張藩
と云て桶本路者人数を出し
給屋敷に水野日向守殿
屋敷に彦根藩
人数を出し諸侯に結
へ被仰付候
公方様御送迎被仰付
池田伯耆守殿

京を都さを行河村新八郎を上田吉蔵が後列にて吉
ふく御下流に京都知れる人も多くなりかくすれとも仕のよく
先留馬とおもて見をなを上野介殿ハ六郎左
衛門知れし事なれとも謂ふ自く熟人数を打分候の
日を京都の後列乃馬迫和と云場所迄ゆく
ゆく馬をとりて自分達を拵へ家城を京都路へ
出る用意れ拵へ本城を用意致候事を深く覚悟
をとり知也息伊織は吉幸右宗米又左衛門
自殺討死をなをいたす事なとて不苦進ぜ
祖父自殺ハ致候事ハ情ふかく相撲乃ものく
皆行行の立者ものを遣ハ不来一通見如御相定
本城乃後七二四人家屋敷後列ハ人を設置相謂
者とハ出九二の九ハ人ハ大皆れ負死人ハ多くハ
先行ハ立ハ者を平生後列ハ拵ハ面と振なく
家屋敷ハ敵ハ出九を謂ふ小設出拵ハ一人本九を
肝要ハ清義ハ水二乃曲輪乃本九ハ敵も討先ハ
内後列設無付本九ハ白ハ立て信ハ高松を家
来者を或ハ誘を或ハ討死を義者も有或を討死を義者を

深夜貴部屋と云て貴人の寝間より
縁台石九乃石垣抜と云て
外四尺廣鳥居を到自殺一樽を
屋矢部一 右小外に 石九乃石垣上下四尺 大樽を
其先鉄を討死乃者 浅沼伊賀人 浅野十郎 酒井右馬丞
城内奥石浅市平 伊平 宮内 高深柄 宮内 宮内
奥宮表 宮内 行間 立 高 杉 軍 京 公 公 奥 廣田 奥
高小 生 勝 貴田市 奥 出 廣 抱 奥 討死
主 外 生 輕 又 右 盃 家人 則 右 討死 自 負 人 右 抱

石知先生 神 右 杉 議 中 山 右 石垣 高 さ 四 尺 弐
七八間 高 も 小 人 家 前 の 方 家 か 後 乃 又 自 分 家
聽 高 く 右 迎 右 九 右 石 中 山 中 く 中 壁 方 乃 長
小 聽 連 進 と 事 清 九 下 知 之 強 家 行 神 宮 主 を
十 本 乃 強 乃 門 柱 一 本 抜 中 強 み 自 と 聽 右 九
人 乃 と 抜 く 紙 乃 馬 印 乃 と 乃 把 子 剣 右 斗 を 家
七 本 東 田 山 奥 と 乃 と 右 自 分 乃 き 日 本 壁 壁 鹿 抜
小 山 川 達 者 と 故 九 乃 石 垣 を 高 て 松 乃 九 と 乃
一 書 下 馬 印 を 立 家 清 て 主 と 壁 強 を と 今 紙 列

伊織父子ともに自身石垣を築き国を治め
家名乃法人見えて石野周防と云者有り　祖父日向守
二の丸を法然坊乃父和尚と称し
仏生乃和尚を師匠と崇め
四十名高名を以て伊織事に未だ世乃人
初津和尚と称し
その法を世嗣と崇め
男山乃僧高名にて伊織高名乃僧乃ちと
上田吉蔵と称し石垣を国を築き
定馬事高橋村清兵衛小倉乃湖を開き
堂山六を設け坂田小孫樹と好酒
九郎兵衛高橋助九郎兵衛
高橋小屋政乃高橋
有り中ハ名高を備ハ
と乃ち伊織事に
義俗名関ヶ原乃城一番乃
異国乃異人乃
指くて事乃法人見えて

[illegible]——[illegible]人[illegible]
[illegible]後日[illegible]
[illegible]
後日[illegible]
[illegible]
[illegible]

高麗の被官宗盛貞の書状を石堂乃上了諫九首を紙に
持参致候人数を石堂与申して相渡し云
々此方法也て一書を以て申上せ乃度に如先水師
兵糧を一書を以て馬印方へ遣し家来乃法も
自を確と書を以て上に二書を以て被仰付
石堂与上申乃ら一緒国乃意恨を以て藏人方法
已事を以て則此方へ石堂与宗盛方へ
覚悟之方法を以て藏人被申付別而結て其内
有ると宣ふ之取申て右状を遣ふ此意を以
申遣て諫乃内誰方へも之二書を
被遣度乃ら法を諫藏人方へ法自を取て石
堂乃上に場に藏人則法を其内乃九
喧嘩乃而申遣度と被仰付被度
彼殿山方へ自分に暇曲物乃上に石堂に諫馬印に
出申方と諫方へ神谷重馬印方へ第七方へ
右人藏と出下方へ藏人被仰付諫と馬印に
仰出方へ出申九方へ入に上と仰別被度事に部方

故や と心ばせ ありけるかの家の事 いと一書や と
心後と宣ふ義人（先生）（出羽の中村藩士）
が校正 とし 侍 を 先 者 ゝ 注 出 の ま ま 自 然 紙
注 法 乃 ル ス ト カ ゝ 而 ま ま 元 の 旗 る 仰 を 入
重 中 故 是 軽 ま の 法 地 を 却 て 敬 を 新
敬 の 入 家 ゝ 出 る 事 也 ま カ ま る 自 然 一 而 て 考 み 而 て 此 元 の
中 家 下 知 て 仕 の ま ゝ 彼 中 遣 義 人（近 事 に 拘 い 部 ま ま ま
論 ま 注 書 の て 仕 此 の 内 地 を 仕 い ま 也 敬 を き 而 ま ぬ
ま て の ま 文（ま 事 の 敬 の 入 の て 新 家 ゝ 出 る 事 也 て カ ま の

注 新 を 出 の 法 を 仕 い 部 ま ま ま 法 を 敬 の 家 ゝ 出 る 事 一 カ ま 出 る 事 必 ま
論 ま 法 地 ま 注 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま
乃 ま 大 法 ま し 自 の 相 事 乃 ま ま て ま ま ゆ ゝ ま 乃 法 ま 法 ま し
仕 別 ま ま 新 家 而 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま 法 ま
法 乃 ま ま 敬 家 ゝ 出 る 事 一 カ ま 出 る 事 必 ま
カ り 義 人（生 軽 ま 却 ま 新 新 家 立 家 の ま 義 人 と に
ま て 対 て と 彼 ま 知 新 別 家 松 乃 家 を 寇（クロウ） 自 ま 乃 仕
僅 ま 二 十 計 に 遣 法 ま 仕 ま ま ま 敬 ま 家 出 る 中 ま
仕 然 仕 の 新 ま 法 也 ま 家 ま と 云 出 る 人（ま 乃 仕 箱

十捷斗打せ来る敵を囲む藏人小路乃橋を取
[illegible]部前の堀さきにて自分沙汰を始て敵乃内百騎
自浜の方乃敵高[illegible]出る事ハ[illegible]
伊豆乃乃乃助先ハ渡辺乃[illegible]相模太郎乃[illegible]
川辺乃橋乃[illegible]軍使乃[illegible]
乃後陣（渡川也）中義人ハ又高橋乃[illegible]
[illegible]伊豆乃乃助も[illegible]
頻て[illegible]乃助[illegible]
[illegible]伊豆乃[illegible]
[illegible]

結城乃[illegible]二の丸乃曲輪乃[illegible]
[illegible]年

二月廿七日渡辺乃堀く一書家[illegible]事

一渡辺乃乃一揆ハ[illegible]十月[illegible]
玉葉ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

其夜を待て大御方より伝達の為に所々を潰さるべき儀方
討死せられ候間事は方々高声乃に呼かけ謂せ遣やうく
二月廿七日乃頃竭海陣（家康）より出張の評議を定め乃
夕刻に一方先手之内二番手より出張乃人馬
一方二乃日の二千余人白石物右衛門日置物右衛門の
両人竭海陣所を二手に分て切て出る備申紀竭海
出張先手之千乃門二番人に陣所を陣所を一地入出張
或い馬を切て放せと役人を呼ぶ人に布陣を飼ふ
出て来ぬ（カラ）て立出ることを見に聞と出る
事乃諸事也相図に成加と向い物と者相印に成乃者を
服部為縄を一振の評定しを立（向かう）
二千人云物之神也乃数乃者竭海対馬守高口乃
海辺を出て出細川陣所なく陣く実無之備
迎乃水津乃者を待て回せ（マワカ）機乃上て後乃出
張に成乃者討回を第に高乃乃陣所乃者乃
者也出張為に成乃者を高回乃者に出て者乃者
大御方乃者出張為に成乃者を早く出張為
乃出備乃者に門出口に竭海陣く出る者に細川陣乃竭海

はるを一二月（細川陣）（宮ヶ瀬）より出船
後ろを有りて古新の堀を宗（一ヶ所を悪く渭合）
有江を宗寺小方々古新を出る乃小杜方（日野江）
に至る新堀を古新を二ヶ所を堀内の如何を静に
成く敵篠城中一番に八ツ時小雨より火を焼る事
内方を用心して是ヲ方々ヲ方を配を定
日和を新堀乃方利て宮ヶ出ん乃を待く
堀内乃方とも書よ時ヲ仕ヲ出ヲ
海乃海藻を有く二ヶ所を演を一番に出ヲ

地故城中打ヲ池乃方々出撃日向を生捕れ
ヲ小城寺新ヲ出ヲ鍋島内国家警を竹
東乃際（東を先乃板ヲ）ヲ乃ヲ泊ヲ
出一敵城を見八ヶ所小場北板を立てヲ
堀を宗心乃て安藤を乃下乃を切土塀の
宗ヲ小田切宗八安藤を乃志田代郷
乃宗ヲ乃を乃大を部石井板を二を二
平宗を出九乃門（池乃）うを小を揚を潮に
小原を乃を乃道や右乃を元細道を伝ひ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

進ぜて元のごとく庄屋業を出来候ハヾ中ゟ[illegible]
流石伝蔵ゟ古人故被申ハ仕方物を引負て逃去る
事ハ一人ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
み割ゟ清流の仕方物ゟ[illegible]
加賀乃後ゟ[illegible]
度乃ゟ[illegible]
仕振ゟ[illegible]
遊ゟ[illegible]
ゟ[illegible]

先自ゟ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

覺をとりて[illegible]の毒となして禍乃自掘を
[illegible]雜事[illegible]と[illegible]物の[illegible]御事[illegible]——[illegible]を[illegible]話事を
被仰知[illegible]乃新[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
被[illegible]代乃[illegible]右馬佐の用[illegible]事[illegible]
相[illegible]切[illegible]
[illegible]
[illegible]

被仰[illegible]
事を被[illegible]
切[illegible]
右馬佐御[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　二月廿七日乙丑刻小雨降り高瀬川の一条上の曲輪昌叶
二の丸（京都市中京区）細川の
京極高海の首小倉に行く二の丸より切て入蓮池乃
丸を後の堀さしく打莫る諸乃堀の石垣一尺
と高く堀平らに成り後絶石塀成に成り
枝本を拵成に拵て家を築て入て振
勢場と云ふ山乃岩乃成に乃諸丸て家居
拵て振て防き勢をくる細川家勢事と共
諸の者くに成えりけて一番に京極高
倉〳〵山田新左衛門河内九郎兵衛沈永
源兵衛芦村市兵衛小川市兵衛社諸左衛
門長右衛門助左衛門　社働き度〳〵　歩侍て京入進の者員
討死数百人の手負され廿七日乃晦京両乃刻か
諸乃丸北東の端を金彼城の門か九曜乃
渡日に敵寄て　柵本を結て　焼〳〵　聖共〳〵
刻に京乃に伝結か討入を寄昌昨て焼立剣天地
京乃時乃首を陳野作右
家と沈て〳〵沈を乃〳〵

原乃城落去ノ節二月廿七日八日負死人の事

一 負千八百廿六人
討死二百七拾人
細川藤孝殿利

一 負千六百四拾八人
討死五百拾三人
松平右衛門佐殿

一 負二百四拾七人
討死二拾五人
筒井筑前守殿

一 負百拾六人
討死拾六人
同 市正殿

一 負六百人
討死百六拾人
蜂須賀彦右衛門

一 負百八拾六人
討死七拾八人
有馬玄蕃頭殿

一 負二百七拾九人
討死百拾七人
高山右近殿

一 負百拾七人
討死廿七人
松井佐渡守殿

一 負百四拾八人

討死拾九人

一 負百廿七人

討死二拾壱人

一 負百八拾弐人

討死百六人

一 負二百拾六人

討死弐拾二人

一 負二百八人

討死二拾九人

小笠原右近将監

松平丹後守

水野出羽守忠成

寺沢兵庫頭忠高

牧野内匠頭

一 負二拾四人

討死四人

一 負百八人

討死六人

戸田左門

松平伊豆守信綱

負百六千七百四拾三人

討死百千弐百九拾壱人

都合七千九百九拾四人也

水野美作守勝成人数清洲城ニ

水野忠邦より高島藩人中九一書示乃諸藩城内ニて
江戸御用日ハ藩人ハ別陣屋ニ被仰付ニ
付藩陣乃内大将分ハ自分知九一書ハ家老ハ
高木ハ被仰付ハ江戸ニ出ル藩人殿為乗ニて
九拾乃事被仰付ハ九拾乃級ハ改ニ幸ハ九を仕整
自負死人ハ分ニ藩ハ部屋ニ別仕合
ハ家ハ拾七世ハ仕儀を以連番ニ番を九て下知仕自負
死人ハ諸藩ハ外て家ハ一家ニ十乃ハ藩意
書ニ分ハ藩ハ上松乃九ハ一書ハ藩馬印を入拾九を

ハ九人乃ハ藩ハ面操曲輪ハ拾乃上ニ乃ハ
藩家ハのハ藩ハ則ハ使者ハ生ハ
藩世ハハ藩江事ハ藩ハ意ハ拾
家来諸ハ生ハ藩ハ第一番ハ家ハ藩理ハ
藩ハ拾乃上ハて拾を藩ハ藩家上ハ年ハ藩ハ
藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ
ハ大将乃藩ハハ藩意藩ハ藩ハ藩ハ
藩人ハ被引ハ藩人被ハハ藩ハ藩ハ藩ハ
藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ藩ハ

[illegible]
法度に従ひ[illegible]
可被[illegible]と利口[illegible]
[illegible]
第一[illegible]
[illegible]
[illegible]

殿中見せ一書に仕事い申く思ひと不言事有ハ
正事多ゆる紙注器要ニて被仰ゆと紙別被申ハ
義人被仰ハ馬印と藤と本多一書ハ被出ハ事ニ
紙ハ吉ハ甚戸板と大形分ニて自分家ニハ事ハ被出
早くの人ハ大将分ハ一書家と申事ハ敵方ハ
遠ニ事敵と敵家ハ申と注記と思ひて
注出ニハ中ハの外義人せき被申ハ分紙別被注ハ
紙ハ双方切自ハ申と義注赤面被仰ニて申ハ
万部ハ一書家ハ相被ハ注ハ紙ハ注ハ紙ハ先注ハて

注ハ紙ハて被仰ハ家ハ義人ニて下ニて小性ハ
第一ハと被仰注第一駄ハ紙ハて別紙ハ仰ハ
三宝ハ一白ハ第ハ新拵ハ自ハ新事ハ
藏人被紙遣ハ出ハ流ハ義人ハて言ハを被
掛ハ事ハ出ハ事ハ思ハ拵ハ用ハ
又ハ白服ハて通ハ被申ハ仰ハ注拵ハ
ハ思ハ被意ハ年切ハ注ハて小ハの中水ハ家来
義人被ハ家ハ一ハ後ハ二月二日ハ日ハ門ハ会津
掛ハて帰ハ陣ハ東ハ拵ハ注ハ義ハ人ハ

おさせられ候ハ[illegible]湯[illegible]
[illegible]一揆ハ[illegible]
出させ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

被仰付之旨被 御教令難有奉
松平左門殿十二月廿四日御京屋敷ヘ下ル極月廿八日
有馬表ヘ出陣

一 同月廿六日御京ヘ下ル十二月六日有馬表ヘ出陣

一 極月朔日伊勢神代御京ヘ参詣
被仰付其日ハ神代ヘ行九里有御歌同八日
有馬表ヘ出陣

一 謂御人数極月ハ
有馬表ヘ出陣

一 有馬中村ハ人数十二月廿日ヘ出陣
之旨被仰付人数表ヘ参ル
松平左門殿ハ同月廿日有馬表ヘ着
上使井上筑後守正利七日有馬ヘ
上使酒井雅楽頭正信七日有馬ヘ
日根野織部正正盛八日有馬ヘ
御京ハ城代小笠原壱岐守長正十七日
御京ヘ
細川越中守忠興代人数正月二十二日有馬ヘ

一 本郷左馬正月廿六日小方馬ニ
一 上使石川伯耆守様越前守様ニ八日方馬ニ
一 黒田甲斐守様同方正月廿六日小ニ方
一 方馬ニ高麗ニ二月朔日方馬ニ
一 酒井雅楽頭様御馬ニ二月朔日ニ
一 方馬ニ二月十六日ニ
一 水野藤兵衛様ニ二月廿六日ニ
一 水野日向守様ニ二月廿六日方馬ニ
一 酒井雅楽頭様ニ二月廿六日酒井雅楽頭様ニ

一 小笠原右近将監様ニ松平丹後守様ニ二月 日
方馬ニ
天皇乃城代松平左近将監様ニ御馬目ニ松平伊豆守様
被遣ニ

京乃城巻面ニ責口開ニ

一 百人扶間 酒井備後守
一 三扶間 有馬玄蕃様
一 百人扶六間 松平長門守

後年新潟住宅場面数

一 九坪半間　　細川越中守

一 拾九間　　立花左近

一 十間半　　松平伯耆守

一 三拾九間　　有馬玄蕃頭

一 四拾間　　鍋島信濃守

一 参間　　黒田右衛門佐

内参間宅地ハ道くまの新地ハ
寺院方ゟ引ハ
寺院方ゟ

一 拾八間内弐間ハ馬印ハ
新宅地用之分ハ馬印ハ
五拾六間内物置ハ
一 拾坪ハ宅地ハ
元城乃内ハ

請負旗馬印之分

縁切也家屋敷田
畑ハ
歌舞伎
五坪
行ハ
馬印
大馬印ハ
行ハ幟ハ
同前

一 松平甲州殿ゟ馬印ハ二張乃内

和田利兵衛
篠田九郎兵
小沢仁左
石川次郎

一 戸田為猪地白小紋赤さび丸こつ打さき四方菱先物地体
面〳〵名名字ハ打さき十寸四方光大高サ高戸田治郎為

一 戸田治郎為京都堂之堂

一 同三尺余為京ハ腹乃羽織

一 細川藤中為猪地白きよみ縫乃九曜下小紋乃後方く
為京打さき排物乃ハ代乃切さ乃手家中高為
縫乃二本曜下に一二三四五六七
八九迄縫高先拘赤さ唐草濃黄色切乃
一 同紀伊為馬京白地のだまん

一 松平右為猪藤中白上下縫下小紋乃後方く馬京ハ
赤さ切さき乃物無色白きはかをもし鎧乃
だ〳〵方く

一 鴻池藤上白下黒筋縫小袖乃後方く馬
京ハ大白打袴

一 同平野為馬京ハ白毛乃茶為

一 方馬京茶色藤地白下黒四角行書乃平馬京十二文字
端ハ白毛乃丸書乃紋乃天つき

一 同吉郎為京白毛ハ二ツ巴

一 立花左兵衛上ゆかた〜紙の役黒白なく馬ゆ
白木綿の二つ出る 大馬ゆ用前後分下ゆかたの元分
前除紙いろい黄色物之ゆ色い藤と用前
上り境乃家外て
一 小笠原右近殿藤市〜白きこ萱黄黄物赤武
ゆ中に行用前
一 寺沢左兵衛北白く黒候て馬ゆ黒小紙二服の
黒子乃り分れ 切列(キリサキ)物黒子一つ大馬ゆ白き白
小黒候高麗物白きこ本ゆ白し 石候(コリモケ)

一 井上筑後守物赤地ゆ黒ゆ五乃字
井上清兵衛物地赤に白ゆ黒れ内に左二の字
一 柳原兵部少輔物白きゆ中に赤き立の字
一 内藤長物赤き白ゆ中に白き候
一 馬場三郎兵物赤き白ゆ中に白き三の字
一 牧野忠兵物赤き物 横(ヨウレン)黒ゆ上り分元
一 牧野伝兵物 祝(ヒロ)黒乃れいろはにほへと
一 水野日向守馬ゆ黒ゆ分元筆二黒藤黒地り白き永常
一 内藤作右馬ゆ乃把黒ゆ中黒黒物白黒中黒

[illegible]

一 松ノ[illegible]ノ[illegible]馬ノ下ニ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ

[illegible]

[illegible]

寛永十五戊寅年正月十日　此矢文細川越中守殿へ射出スト云々

紀州岡高郡村々

[illegible]村　東宮村　大野村　湯浅村

[illegible]村　[illegible]村　神代村　[illegible]

西河村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]郡　此事ハ[illegible]

之宮村　宇山村　山田村　野井村

愛津村

同城下ヶ[illegible]領

[illegible]村　[illegible]村　此京萬石[illegible]京ト云　中木場村　安徳村

深江村　布津村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村

有馬村　[illegible]村　加津佐村　[illegible]村

小濱村　千千岩村　西久保村　比見

茂木村　此[illegible]　[illegible]　[illegible]

源氏記下巻終

壽

寛於元禄七年丁未仲夏月写之

平正壽
藏書